

経営者・経理財務担当者にオススメ！

制度開始後の
問題解決！インボイス制度
開始後の対応受講料
無料

事例で学べるインボイス制度のトラブル対応策

令和5年10月にいよいよ始まった「インボイス制度」ですが、制度開始になって様々な不安や困惑が出てきました。例えば、免税事業者との取引で法律的なトラブルに発展してしまう、インボイス番号が記載されていない請求書を受け取って処理に困るケース、経理担当者以外が起こす経理的書類のトラブル等々、実務上で様々な混乱や不安が見込まれます。

本セミナーでは、インボイス制度開始後に起こりうる留意点など、事例を交えわかりやすく解説いたします。社内の経理事務の環境変化や社外の取引先との滞りのない関係構築に対応していきましょう。インボイス登録検討中の事業者のみならず、この機会にご参加ください。



講師

中央税務会計事務所 所長

中島 由雅 氏

中央税務会計事務所2代目所長として職員数90名の税理士事務所を運営。持ち前の人当たりの良さを活かした経営相談を実施。税務に関することはもちろん、異業種交流会、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も行っている。

内 容

- 1円合わない?請求書作成の実務上注意点
- インボイス番号が不明の場合の対応・処理
- 免税事業者との取引の実務上注意点
- 令和5年度税制改正に伴う負担軽減措置・経過措置等
- 経理担当者以外の注意すべきインボイス
- 電子帳簿法に対応する電子インボイスの取り扱い
- 実務上よくあるインボイス Q&A

日 時

令和5年11月28日火
14:00～16:00

場 所

高崎商工会議所 6階ホール
(高崎市問屋町2-7-8)

対 象

中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)

定 員

50名(申込先着順)

申込方法

【いずれかの方法でお申込ください】

【持 参】 下記申込書に必要事項をご記入の上、高崎商工会議所・経営支援課まで持参
 【F A X】 下記申込書に必要事項をご記入の上、高崎商工会議所 (FAX 027-362-3550) に送信
 【メール】 seminar@takasakicci.or.jp に下記申込書と同じ内容を記載したメールを送信
 【フォーム】 高崎商工会議所ホームページの専用フォームから申込み (右記QRコードからも入力可)



11/28 事業環境変化対応型支援事業「インボイス制度開始後の対応」申込書 【FAX:027-362-3550】

事業所名		業 種	
所在地	〒 -	TEL	
		FAX	
受講者名	①		
	②		

【講師の参考として、該当するものに☑してください。】 ☐ 本則課税 ☐ 簡易課税 ☐ インボイス登録していない

※ご記入いただきました情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供及び講習会参加者の実態調査・分析のためにのみ利用いたします。

問合せ
申込先

高崎商工会議所 経営支援課
〒370-8511 高崎市問屋町2-7-8

TEL

027-361-5171

FAX

027-362-3550